

「警報」発令時等における児童の安全確保について

非常災害などの発生時における児童の安全確保と被害軽減、混乱回避のため、次のことにつきまして、各家庭でのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

—記—

- 1 午前6時の段階で、横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部または横浜・川崎）に、
 - (1) 「特別警報」（大雨、強風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「火山噴火降灰予報」が発表継続中の場合は、「臨時休業」となり、全市一斉に給食中止となります。
 - (2) 「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」が発表継続中の場合、登校するかどうかは、各地域の状況に応じて、各ご家庭で判断をしてください。この場合、遅刻や欠席扱いにはなりません。また、状況によっては登校時間の繰り下げ措置をとる場合もあります。
※学校・校外委員会からの連絡電話、基本的にはメール配信は流しませんが、学校長が必要と判断した場合はメール配信を行うこともあります。
- 2 午前6時の段階で、「土砂災害警戒情報」の発表に伴う避難勧告が発令継続中の場合は、「臨時休業」となります。
- 3 児童登校後、
 - (1) 「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発令されたときは、授業を繰り上げ、学校からのメール配信により連絡し、「引き渡し」となります。引き渡しのできない児童は、学校で留め置きとなります。
 - (2) 「大雨警報」「洪水警報」などが発令されたときは、地域の状況に応じて、学校で判断します。引き渡しよりも早急の下校させた方が安全であると判断した場合は、集団下校の場合もありますのでご承知置きください。
- 4 その他
 - (1) 原則、学校よりメール配信での連絡となりますが、学級の緊急連絡網で連絡を出す場合もあります。緊急な場合のため、ご家庭によって連絡がつかないことも予想されますので、上記の、1～3の趣旨を十分ご理解の上、適切な対応をお願いいたします。
 - (2) 学級の緊急連絡網で連絡をするとき、
 - ①留守のときは、次の人へ回してください。（この場合、再度留守宅にのみご一報ください。）
 - ②連絡内容は、連絡文通りにお伝えください。
 - (3) 学校より天候の情報について発信することはありません。各ご家庭でテレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて、正確な情報の収集に努めてください。インターネットサイトでは【横浜市防災情報】が参考になります。検索サイトトップに出ていますのでご利用ください。

大規模地震発生時および南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合の対応

1 登校前（放課後、休日、夜間等）の対応

横浜市域で震度5強以上の地震が観測された場合

原則として
当日および翌日は、**臨時休校**となります

南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合

原則通常通り。ただし「大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合」に教育委員会から「全市一斉休校」の指示があった際には、**休校**となります。指示がない場合でも、学校や中学校ブロック等で**登下校の見合わせ**等の判断をする場合があります。

2 登校後の対応

(1) 大地震発生時には、学校からのメール配信・電話連絡ができなくなることも考えられます。そこで、以下の場合には、学校からの連絡の有無を問わず、各学級での**直接引き渡し**となりますので、速やかな引き取りをお願いいたします。

- ① 横浜市域で震度5強以上の地震が観測された場合
- ② 横浜市域で震度5弱以下の地震であっても、
 - (i) JR本郷台駅・JR大船駅を運行する全ての鉄道、モノレールの運行の再開の見通しが無い場合
 - (ii) 学校及び周辺の地域が停電となっていて、児童を安全に帰宅させられないと判断される場合

※ 連絡がつかなかったり、迎えが遅れた場合は、**迎えに来るまで学校で預かり（留め置き）**していますので、情報が入り次第、安全を確かめて迎えにきてください。

(2) その他

- ① 各担任が引き取りに来られた方を確認しますので、ご協力をお願いします。
- ② 緊急時に依頼してある方を児童にも必ず知らせておいてください。
- ③ 学校から緊急時に依頼してある方への連絡はありませんので、各家庭で具体的な取り決めをしておいてください。

*弾道ミサイルが発射された場合の対応については裏面を確認してください。

弾道ミサイルが発射された場合の対応

- 1 **登校前**に神奈川県内にJアラートが発信された場合は、登校を見合わせ「**自宅待機**」とします。建物内で安全を確保してください。Jアラートの続報等で、ミサイルが上空通過・領海外に落下したことを確認した場合は、原則として「**登校を再開**」しますが、交通機関の停止、遅延による臨時休業・始業繰り上げ等については、学校で対応を判断しメールや緊急連絡網等で連絡をします。
- 2 ミサイルが**横浜市内に落下**した場合は、原則として「**臨時休業**」となります。

交通機関の計画運休が判明した場合の対応

原則、鉄道会社の**計画運休のみ**を理由とした**臨時休業は行いません**。また、午前6時の段階で警報が解除されているにも関わらず、鉄道会社の運航再開のめどが立っていない場合も、臨時休業とはなりません。

ただし、**大型台風の接近**や**大雪の影響**などで、**市内鉄道会社**（JR線、東急線・みなとみらい線、京急線、相鉄線、市営地下鉄線、横浜シーサイドライン）の**計画運休が判明した場合**には、「**臨時休業**」となります。